

第七十一号議案

東京都営空港条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第二設備使用料の部大島空港給油設備の項の次に次のように加える。

大島空港格納庫	一月 四十九万四千五百円
---------	--------------

別表第二備考一に次のただし書を加える。

ただし、大島空港格納庫の使用期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもつて計算するものとする。  
別表第二備考に次のように加える。

五 大島空港格納庫を分割して使用する場合の使用料は、分割割合を乗じて得た額とする。

六 大島空港格納庫の使用料に百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。

附 則

この条例は、令和三年五月一日から施行する。

（提案理由）

大島空港格納庫の設置に伴い、設備使用料に係る規定を改める必要がある。